

# 令和6年度緑丘中学校いじめ防止基本方針

**学校教育目標**  
 確かな学力と豊かな心を持ち、たくましく生き抜く生徒を育成する。

\*学校ホームページに公表  
 点検・見直し: 毎年3月

**家庭・地域の役割**  
 ○子どもの日ごとの見守り  
 家庭: 生活の記録・電話  
 手紙一担任と連携  
 PTA: 生活指導部  
 朝のあいさつ運動  
 PTA総会等での講話  
 地域: 主任児童委員に情報収集と家庭へのアプローチを依頼  
 主任児童委員と語る会  
 \* 生徒指導主任: 連絡調整  
 ○学校への報告  
 様子がおかしいと思ったら学校へ連絡する。

**いじめ防止対策推進委員会**

ねらい  
 いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを全職員で共有し、早期対応を考え、指導と支援に全力で取り組む。最悪を想定して組織で動く。対応後は、評価と改善を図り、いじめ防止に努める。

**いじめ防止対策推進委員会**

<p>〈常設部局〉                  構成員                  校長・教頭                  ◎生徒指導主任                  養護教諭                  生徒指導係                  →各学年1名                  * 毎週木曜2校時                  * 本校校長室</p>	<p>〈特設部局〉                  法律・福祉面                  西警察署・児童相談所                  市役所子ども福祉課                  情緒面→学校心理士                  地域面→主任児童委員                  保護者→PTA三役                  * 重大事態時に召集</p>
---	--

**関係機関等の役割**  
 生徒指導主任: 連絡・調整  
 ○関係機関との連携  
 鹿児島市教育委員会  
 099-227-1971  
 鹿児島市中央児童相談所  
 099-264-3003  
 鹿児島西警察署  
 099-285-0110  
 鹿児島市役所  
 子ども福祉課  
 099-216-1260  
 医療機関など  
 ○小学校との連携  
 小・中生徒指導連絡会  
 小・中連携部会  
 ○法務局との連携  
 学校は、命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある事案は直ちに市教委・所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

**学校の実態他**

**生徒の実態**  
 ○3小1中 自然豊かな住宅地に立地  
 ○生徒数366名(R6)  
 ○部活動数11  
 ○徒歩・バス通学  
 ○地域の社会教育力あり

**校訓**  
**真友力 実愛行**  
**(知徳体)**

**一学校一改革**  
 あ みる い あいさつ  
 じ 時間を奪う  
 み 身なり  
 身の回りを整える

**いじめ防止の取組**

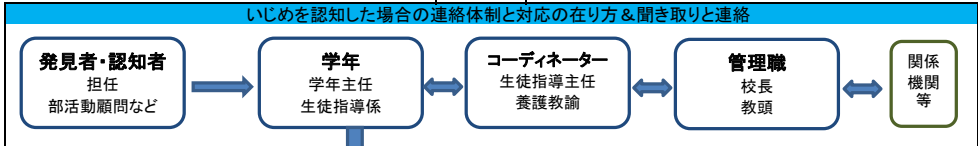
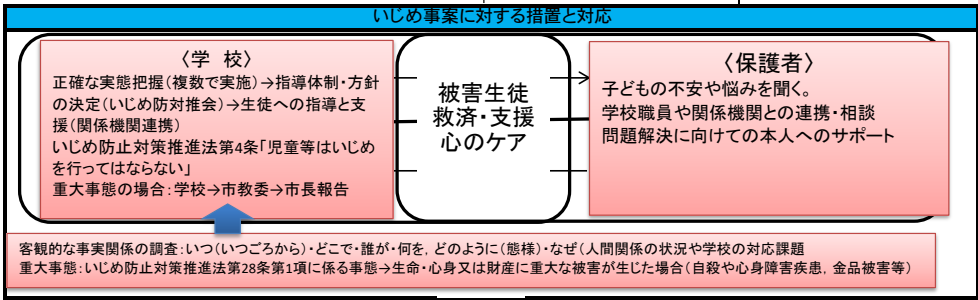
<p>一学級一                  一人一役 居場所づくり                  生徒同士のコミュニケーション                  認め合い、励まし合う。                  呼名・生活の記録</p>	<p>一授業一                  個の頑張りを認め、褒める。                  自己肯定感を育む。                  授業の受け方五則指導徹底                  考え・意見を交流する場の設定</p>
<p>一生徒主体的活動一                  新入生歓迎会                  いじめ撲滅宣言                  朝のあいさつ運動                  生徒朝会</p>	<p>一道徳・人権教育一                  教育活動全体で、道徳教育・人権教育を行う。                  体験活動を推進する。                  いじめ問題を考える週間</p>

**生徒指導態勢**

- 生徒指導体制
  - 全職員危機意識共有
  - 役割分担一複数対応
  - 緊急事態は臨時に職員会議や学年部会、部活動顧問会を開き早急に対応
  - 教育相談体制
  - 心のケア対応に上下適宜協力を求める。
  - 心の教室相談員
  - スクールカウンセラー
  - スクールソーシャルワーカー
- 重大ないじめ事案関係機関との窓口
  - 校長・教頭
  - 情報収集は生徒指導主任
  - 報道関係窓口
  - 教頭に一本化
- 「いじめ防止啓発強調月間」  
 「いじめ問題を考える週間」の具体的な取組
  - いじめ防止標語作成(親子)
  - いじめ防止ポスター制作
  - 全校朝会講話
  - いじめを題材にした道徳授業
  - 生徒会主催のいじめ撲滅宣言

**いじめ早期発見の取組**

<p>一共通認識一                  軽微な言動や生徒の姿容を見逃さない。担任と授業担任の密な連携</p>	<p>一現状把握一                  アンケート等の実態調査と結果を生かし教育相談を実施する。</p>	<p>一小さな汗一                  立降指導、校内外巡視、生徒との語り、声かけ・環境整備</p>
---	---	---



いじめを受けた生徒への対応	いじめを受けた生徒の安全を第一優先に考え、支援体制を整える。
いじめを行った生徒への対応	いじめはどのような理由があっても許してはならない行為を理解させ、実態把握と指導に努める。
いじめを通報した生徒への対応	正しい判断だったことを伝え賞賛するとともに、いじめの2次的な対象にならないように見守る。
いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応	集団でいじめをしたことの重大さや役割の大小に関わらずいじめに加担したことへの罪悪感理解させ反省させる。
保護者	十分な実態把握の上、家庭訪問又は関係者を学校に呼び事実説明・謝罪を行う。
地域や関係機関など	十分な実態把握の上、電話連絡や各種連絡会を通して事実を説明し、方策を伝える。

<p><b>1 聞き取り</b>                  一斉アンケート                  該当者との面談                  周囲からの聞き取り                  留意点: アンケートは無記名                  該当者のプライバシーを守る。                  記録保存の方法: いじめリストファイルにデータ化して保存(担当: 各学年係)</p>	<p><b>2 保護者連絡</b>                  ○各担任が一報を入れる                  ○家庭訪問し事実の報告と今後の方針を伝える。                  ○ケースに応じて謝罪・話し合いの場を学校で設定する。</p>	<p><b>3 指導の実際</b>                  ○いじめを行った生徒への指導は実態を確実に把握した上、厳重に対処する。場合によっては別室指導を行う(保護者へ相談)。                  ○反省活動を十分に行う。                  ○謝罪は被害生徒保護者の意思を最大限に尊重する。</p>
---	--	---